

令和3年11月24日 花巻市役所 24 - 2111

# 新型コロナウイルス感染症に関する花巻市の対応について

#### 《新型コロナウイルスワクチン接種について》

《接種対象者全体のワクチン接種(満12歳以上)》:11月23日時点

対象者全体数(①):87,025人

2回目接種済者数 : 74, 226人 (①の85.3%) :77,602人(①の89.2%) 1回目接種済者数

#### 《今後のワクチン接種計画》

#### ○1回目・2回目接種について

市では、 12月1日(水)に行う集団接種(2回目最終日)をもって、接種を希望し接種予約をされた方につ いては、何らかの事情により予約日に接種を受けられなかった方等を除いて、ほぼ100%の方について接種を 終えることができ、国が求めた11月中の接種が完了すると考えています。(12月1日は178人がモデルナ 社製ワクチンで2回目接種を行う予定であり、その方々を含めて77.023人が2回目まで接種を終える見込 みです。)

#### ▶事情により未だワクチン接種ができていない方

市が実施している1・2回目のワクチン接種の集中受付は、10月27日から開始した第2次予約をもっ て終了しました。ワクチン接種を希望する方で入院中などの理由により1・2回目のワクチン接種がまだで きていない場合は「登録待機者」として登録しますので、市コールセンターに連絡をお願いします。「登録 待機者」として名簿に登録された方には、市コールセンターから予約案内等を送付いたしますので、予約の 手続きをお願いします。

市コールセンター: 0120-383-225

#### ▶今後12歳を迎える方

今年度12歳を迎える方には誕生日の翌月に接種日程などを記載した予約案内を市から順次郵送します。 接種を希望する場合は、市コールセンターに予約をお願いします。

#### ○3回目接種(追加接種)について

市では、国の方針に基づき、2回目のワクチン接種からおおむね8か月以上経過した人を対象に3回目のワク チン接種(個別接種及び集団接種)の準備を進めています。

- ▶医療従事者等(消防職員や医療従事者としてワクチン接種を受けた後退職した方などを含む) 勤務している医療機関等を通じて3回目ワクチン接種の案内をお知らせします。 なお、令和3年5月までに2回目接種を受けた医療従事者等へは、11月22日までに配達されるよう 接種券一体型予診票を発送済みです。
- ▶令和3年5月までに市の集団接種会場で2回目接種を受けた65歳以上の方 12月中に市から対象者に対し「接種券一体型予診票|を予約方法を記載した通知と共に郵送します。

#### ▶上記以外の方

速やかに予約案内を行えるよう医師会等と協議し準備を進めてまいります。

#### 《新型コロナウイルス感染症に関する支援について》

#### ◆企業競争力強化支援事業補助金を拡充します(商工労政課:41-3536)

国では、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者に対し、経済社会の変化に対応するための事業転換や業種転換などの事業再構築を図る取り組みを支援するため「事業再構築補助金」を実施しています。しかし、市内の事業者から、「当該補助金は、事業費として150万円以上の取り組みが必要となっており、小規模の取り組みでは当該補助金の活用はできない状況である」との意見が寄せられています。

そこで、市では、国の事業の対象とならない小規模の事業再構築の取り組みを支援するため、花巻市が従来から行っている「企業競争力強化支援事業補助金」に国の「事業再構築補助金」の考え方を取り入れ、新たに新分野展開や事業転換などの「事業再構築」を図る取り組みに対し、補助率2分の1、最大20万円を補助するメニューを追加します。

■企業競争力強化支援事業補助金の対象:市内中小企業者、個人事業主、<u>市内中小企業等で構成される連携体</u> ※連携体は3分の2以上が市内中小企業で構成されていること

■追加する支援メニュー

事業再構築事業:新型コロナウイルス感染症の影響により行う事業活動のうち、事業再構築のために行う下記 に係る経費に対して補助を行います。

※ 新分野展開、事業転換等の区分は国の事業再構築補助金と合致

※ 従来の企業競争力強化支援事業補助金の要件については別添チラシを参照ください

▶新分野展開:主たる業種または主たる事業を変更することなく、新たな製品を製造するなどして、新たな

市場に進出すること

活用例:宿泊施設や観光施設などの事業施設向け建設業を営んでいたが、コロナにより業界全体が

業績不振。従たる事業として、新たに需要が増しているアクリル板などのプラスチック加工

<u>製品</u>の製造に着手

▶事業転換 : 主たる業種を変更することなく、主たる事業を変更すること

活用例:観光バス事業を展開する事業者が、インバウンド需要の低下により収入が減少。

新たに利用者が見込まれる高齢者施設向けの送迎サービスを開始

▶業種転換 :新たな製品を製造するなどして、主たる業種を変更すること

活用例:トラックによる輸送業を営んでいたが、コロナの影響による 食材等の需要の減退で輸送量

が減少。これまでの事業で生産者と繋がりがあった食料を用いたメニューを共同で開発し、

飲食店を開業。

▶業態転換 :製品の製造方法等を相当程度変更すること

活用例:アパレルショップを経営していたところ、コロナの影響で実店舗での売上げが減少。

ECサイトや注文管理システムの構築、店頭販売からの誘導によりネット販売を新たに開始

▶事業再編 :会社法上の組織再編行為等を行い、新たな事業形態のもとに、新分野 展開、事業転換、

業種転換又は業態転換のいずれかを行うこと

活用例:パルプ装置・製紙機械を製造している事業者が、コロナの影響により需要が低迷。

新設合併を行い、新たにマスクなどの衛生製品の製造業を開始

【補助額等】補助率 :1/2 (国の補助率は2/3ただし、事業費6,000万円超は1/2)

補助額 : 下限なしで上限20万円(国は従業員数に応じて100万~8,000万円)

補助対象経費:建物費

(建物の建築、改修、撤去、賃貸物件等の原状回復等)

機械装置、システム構築費

(設備、専用ソフトの購入、運搬費等)

外注費

(製品開発に要する加工、設計等)

事業再構築のために依頼した専門家に支払われる経費

※国が対象経費としている広告宣伝費や販促費などは、市が行っている従来の企業競争力強化 支援事業のメニューで対応可能なことから追加メニューの対象としていません

【申請方法】ホームページに記載している申請書(様式第1号)を商工労政課工業労政係へ提出

〈参考〉花巻市企業競争力強化支援事業補助金の令和3年度実績(11月15日現在)

申請件数:64件、交付決定額:1,041万4千円

・活用の多い補助事業:人材育成事業26件(262万4千円)、販路拡大事業10件(115万6千円)

人材確保事業(求職求人サイト登録)10件(175万円)

・活用の多い業種:製造業15件、建設業11件、卸売業・小売業7件、宿泊業・飲食サービス業7件

# 花巻市内 事業所向け

# 企業競争力強化 支援事業補助金のご紹介

花巻市では、新製品・新技術の開発、販路開拓、雇用の安定確保等の企業競争力強化に資する 事業を実施する場合に補助金を交付します。新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者に 対し、**経済社会の変化に対応するための事業転換や業種転換などの「事業再構築」を図る取り組** みについて、新たに支援メニューに追加しました。

対 象:市内中小企業者、個人事業主、市内中小企業等で構成される連携体

※3分の2以上が市内中小企業で構成されていること

補助率:2分の1以内

備 考:同じ企業が一年度内に交付を受けることのできる回数および補助金

の額は2回かつ50万円を限度。また、同じ事業について1回を限度。

申請方法等は、花巻市ホームページをご参照ください。

ホームページはこちらから

## 【支援メニュー概要】

事業名		補助対象経費	限度額
共同研究開発事業		原材料費、外注費、委託費、謝金、旅費、賃借料、大学 等に支払う共同研究開発経費及び実施に直接要する経費	25万円
展示会出展事業		出展ブース料(オンライン含む)、展示会装飾費、出展 物の輸送費・保険料、出展者旅費1人分(東京圏に限 る)、通訳・翻訳料	<b>15</b> 万円
	就職ガイダンス等出 展	出展料(オンライン含む)、装飾費、出展者旅費 1 人分、 輸送費	15万円
人材確保事業	求職求人サイト登録	登録掲載費	25万円
	広報ツール制作	制作費(パンフレット、動画、ホームページ等。印刷製 本費は除く)	15万円
人材育成事業		外部研修機関による研修受講、資格取得等に要する経費 (検定料、旅費を含む。但し、第一種免許のうち、普通 免許及び二輪免許については除く)	<b>15</b> 万円
産業財産権等取得事業		産業財産権(特許権、実用新案権、意匠権及び商標権) 等の取得に向けた調査等に要する経費及び出願料	20万円
ブランド化推進事業 パッケージ等デザイン		企画費、デザイン費	50万円
販路拡大事業		広報物制作費、ECサイト構築費(ホームページ制作及 び印刷製本費については除く)、翻訳費	25万円
カイゼン事業		調査に伴う専門家謝金	50万円
【NEW!】事業再構築事業 ※新型コロナウイルス感染症の影響により行う事業 活動のうち、新分野展開、事業転換、業種転換、業 態転換、事業再編に資するもの。		建物費(建物の建築・改修・撤去、賃貸物件等の原 状回復等)、機械装置・システム構築費(設備、専 用ソフトの購入、運搬費等)、外注費(製品開発に 要する加工、設計等)、事業再構築のために依頼し た専門家に支払われる経費	20万円

#### ◆花巻市中小企業持続支援事業(地代・家賃補助)について(商工労政課:41-3539)

市では、新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した市内事業者の固定経費の軽減を図るため、4月から6月、7月から9月まで実施している地代・家賃補助を引き続き10月から12月まで市独自で実施します。

【対 象】 市内に本社または本店を有する中小法人もしくは市内に事業所を有する個人事業者で下記の業種 に該当する事業者

> 「小売業」「飲食業」「宿泊業」「道路旅客運送業」「サービス業」「医療業」 「社会保険・社会福祉・介護事業」など

【対象経費】 事業に要する地代・家賃(共益費・管理費含む)

【要件】 令和3年10月から令和3年12月までの間の、いずれかひと月の売上が前年または前々年同月に比べ30%以上減少している中小企業者

※ 創業から2年以内の事業者は、創業から申請月までのいずれかひと月の売上を直近の月の 売上と比較することができます

【補助率】 月額賃料の1/2以内(1か月当たり上限10万円)

【対象期間】 令和3年10月から令和3年12月までの3か月間 (上限10万円×3か月=最大30万円を補助)

【申請受付】 受付期間:令和3年11月29日(月)~令和4年1月31日(月)

申請方法:郵送または下記受付場所に持参(持参の場合は予約が必要となります)

受付時間:持参の場合は午前9時~午後4時<u>(完全予約制)</u> 受付場所:本庁商工労政課及び各総合支所地域振興課

・本庁商工労政課(予約先 41-3539)

・大迫総合支所地域振興課(予約先 41-3122)

・石鳥谷総合支所地域振興課(予約先 41-3442)

・東和総合支所地域振興課(予約先 41-6514)

予約受付:令和3年11月24日(水)より電話にて受付開始

#### 【実 績】

令和3年度実績

1回目(対象月:4月~6月):231事業者、2,489万5千円 2回目(対象月:7月~9月):218事業者、2,303万6千円

#### 〈参考〉

令和2年度実績(2回実施) 507事業者、6,662万1千円

1回目(対象月:4月~9月) : 271事業者、3,083万円

2回目(対象月:10月~2月):236事業者、3,579万1千円

# 第5弾 【事業者向け】地代・家賃補助

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、売上が減少した市内事業者に対して、事業に要する地代・家賃の一部を補助します。

#### 補助対象者

- ・花巻市内に本社または本店を有する中小法人もしくは市内に事業所を有する個人事業者であること。
- ・花巻市内に事業に要する賃借物件を有していること。

#### 補助要件

対象業種 小売業、飲食業、宿泊業、サービス業、卸売業等を営むもの。

※対象業種の詳細は、裏面をご覧ください。

売上要件 **令和3年10月~令和3年12月**までのいずれか1か月の売上が**前年または前々年同月と比較** 

して**30%以上減少**していること

補助率 月額賃料<u>(税抜)</u>の**1/2以内**(月額上限10万円)

対象期間 **令和3年10月~令和3年12月**までの3か月間(最大30万円補助)

#### 留意事項

- 1 地代・家賃(賃料)には、共益費・管理費、駐車場代(従業員、来客用問わず)が含まれます。
- 2 本補助金は事業所得(雑収入)となります。
- 3 売上要件は、事業全体の売上(不動産収入を含む)での比較となります。
- 4 賃借する建物及び土地が補助事業者(申請者)の役員又は役員が経営する法人もしくは補助事業者と生計を一にする者の名義となっているものは対象外となります。親族間での賃貸借の場合、生計を別にしていることを証明するものとして、<u>世帯全員の住民票(住民票謄本)</u>の提出が必要となります。
- 5 創業から2年以内の事業者については、創業から申請日の直近月までのいずれか1か月の売上を前年または前々年同月の売上とみなし、比較することができます。
- 6 賃借物件を他の事業者に又貸しして家賃収入を得ている(サブリース)場合は、その家賃収入を差し引いた金額を元に補助金を算定すること となります。

## 申請受付

·申請期間 **令和3年11月29日(月)~令和4年1月31日(月) 必着** 

※土日・祝日を除く

·受付時間 午前9時~午後4時(完全予約制)

※11月24日(水)より、予約受付開始

・受付場所 【郵送の場合】

郵送先:〒025-8601 花巻市花城町9番30号

花巻市商工観光部商工労政課商業係

【持参の場合】

書類持参の前に、下記の電話番号へ連絡し、予約してください。

予約先	電話番号
花巻市商工労政課商業係	0198-41-3539
大迫総合支所地域振興課	0198-41-3122
石鳥谷総合支所地域振興課	0198-41-3442
東和総合支所地域振興課	0198-41-6514



#### 対象業種一覧

#### ※主たる業種が、以下のいずれかの業種を営んでいること

産業分類 中分類	業種	産業分類 中分類	業種
38	放送業	77	持ち帰り・配達飲食サービス業
39	情報サービス業	78	洗濯・理容・美容・浴場業
40	インターネット付随サービス業	79	その他の生活関連サービス業
41	映像・音声・文字情報制作業	80	娯楽業
42	鉄道業	81	学校教育
43	道路旅客運送業	82	その他の教育・学習支援業
44	道路貨物運送業	83	医療業
56	各種商品小売業	84	保健衛生
57	織物・衣服・身の回り品小売業	85	社会保険・社会福祉・介護事業
58	飲食料品小売業	88	廃棄物処理業
59	機械器具小売業	89	自動車整備業
60	その他の小売業	90	機械等修理業
67	保険業	91	職業紹介・労働者派遣業
69	不動産賃貸業・管理業	92	その他の事業サービス業
70	物品賃貸業	95	その他のサービス業
71	学術・開発研究機関	50	各種商品卸売業
72	専門サービス業 (他に分類されないもの)	51	繊維・衣服等卸売業
73	広告業	52	飲食料品卸売業
74	技術サービス業 (他に分類されないもの)	53	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業
75	宿泊業	54	機械器具卸売業
76	飲食業	55	その他の卸売業

### 提出書類

#### 【個人事業者・法人共通】

- ①補助金交付申請書【様式第1号】
- ②補助金前金払請求書【様式第4号】
- ③賃料の金額が分かる書類(賃貸借契約書等)
- ④対象月の売上が確認できる書類(令和3年10月~令和3年12月のいずれか。 **日別の売上がわかるもの**)
- ⑤賃料の支払証明書類(通帳の写し、領収書の写し等)
- ⑥補助金の振込先口座の通帳(表紙及び見開きのページ)

#### 【個人事業者の方】

⑦市内で事業を行っていることが確認できる書類(令和 2年分所得税確定申告書第一表又は令和3年度市県民税 申告書)

※創業から2年以内の事業者については、開業届も提出願います。

⑧④の前年または前々年同月の売上が確認できる書類

白色申告の方:**令和元年分または令和2年分収支内訳** 

書、売上台帳等

青色申告の方:売上を比較する月を含む所得税青色申

告決算書

#### 【法人の方】

⑦市内で事業を行っていることが確認できる書類(直近の確定申告書別表第一又は履歴事項全部証明書)の 写し

⑧売上を比較する月を含む法人事業概況説明書の写し



#### ◆花巻市温泉宿泊施設等利用促進事業の期間を延長します(観光課:41−3542)

市では、10月1日から11月30日までの予定で実施している温泉宿泊施設等利用促進事業の期間を令和4年 1月10日まで延長して実施します。

- 【対 象】 花巻市民及び岩手県民、県民のグループ又は県内事業所に勤務する方 団体利用の際は、15人程度までを目安
- 【期 間】 令和3年10月1日(金)から令和4年1月10日(月・祝)までただし、12月29日(水)から1月3日(月)までは助成対象外 ※新型コロナウイルス感染症の拡大状況により事業期間内でも助成事業を変更、中止、停止する場合があります

#### 【助成額】

#### ①日帰り入浴(1食付)助成

・温泉宿泊施設等の2,000円以上のプラン(消費税込、入湯税別)について、利用者一人当たり**1,000円**を 助成

#### ②宿泊助成 (素泊まり可)

プラン(消費税込、入湯税別)	助成額(一人当)
1名当:4,000円~5,999円	2,000円
1名当:6,000円以上	3,000円

※4,000円未満(消費税込、入湯税別)の宿泊プランは対象外

#### 【その他】

◇花巻市温泉宿泊施設等利用促進事業の中止・停止について

市は、岩手県に緊急事態宣言が発出された場合、花巻市にまん延防止等重点措置が発出された場合、または、 岩手県が県独自の緊急事態宣言を発出した場合などには、事業実施の取り消しや中断することとし、以下の措 置を講ずることがあります。

- ①助成金を活用する新規予約の停止
- ②既に予約済みであっても助成の対象としないこととする決定
- ※このことにより、予約者から宿泊又は日帰りの予約のキャンセルの申出があった場合、宿泊事業者等はキャンセル料を徴収しないで宿泊又は日帰りのキャンセルを認めることとし、そのことを宿泊事業者等が本市事業に参加する条件といたします。
- ◇「いわて旅応援プロジェクト」との併用について

花巻市が実施するこの宿泊助成は、花巻市内の宿泊施設で岩手県が10月1日から12月31日まで実施している「いわて旅応援プロジェクト」と併用できる場合があります。

併用できるか、またその具体の助成額やお支払い方法につきましては予約の際に宿泊施設にご確認ください。